

令和6年度兵庫県防災会議 議事等概要

- 1 日 時 令和6年11月1日（金） 10時00分～11時00分
- 2 場 所 兵庫県災害対策センター1階 災害対策本部室（オンライン開催）
- 3 出席者 委員58名中、出席45名（うち代理出席23名）、欠席13名

4 概 要

(1) あいさつ

(2) 議 事

- ①会長専決事項の処理について
- ②兵庫県地域防災計画の修正について
- ③意見交換

（河田委員）

今回の計画修正で説明いただいたものは、県・市町の公助にあたるものであるが、能登半島地震で明らかになったことは災害関連死が減らないということである。現在199名の方が災害関連死で亡くなっており、熊本地震では200名を超えた。災害関連死を減らす取組として、避難所環境の改善や医療体制の充実と公助の取組が進められているが、直近の研究では公助だけでは難しいとの結果も出ている。アメリカのハリケーンの災害関連死についての研究においても、災害の影響は最大15年続くとされている。国の南海トラフ地震被害状況の見直しについても、災害関連死の取扱方針が定まらず遅延している。結論として、災害関連死の減少には公助だけではなく自助による取組が必要である。本来、防災は自助が中心でなければならないが、今回の改定は公助の取組に限定されているため、特に後期高齢者の方に被災が平均寿命を短くするといった事実の周知を行う等、自助の取組を啓発する必要がある。今回の地域防災計画の改定を修正するという趣旨ではないが、公助の改正だけでなく、今後の南海トラフ地震への備えとしても、自助・共助の重要性を県民に周知するよう努めるべき。

（事務局・服部会長代理）

今後、地域防災計画の改定でどう組み入れていくかは事務局で検討する。被災した方がどう命を繋いでいくか、県民への注意喚起も含めて、調整する。

（小塚委員）

被災時のトイレ環境について、一般的にトイレは水で流さないといけないと考えている県民が多い。しかし、トイレについては上下水道や電気等のインフラ状況が大きく関わっており、水で流せないケースが多い。そのため、県民へはあらかじめ被災時にはトイレは水で流すのではなく、簡易トイレを使用する等、事前の周知や防災教育を実施し、各避難所にはあらかじめビニール袋等の簡易トイレとなる物資を準備しておくべき。

(事務局・服部会長代理)

これまで、トイレカーの導入や簡易トイレの調達等、公助で行ってきたが、県民への周知も重要であるため、水道復旧までのトイレ問題について今後も検討する。

(河田委員)

避難所運営について、学校に避難所が開設された場合、避難所に長期滞在し仮設住宅へ移転しないといったケースがある。そのため、避難所が開設された学校に通っていた生徒が通学できないといった問題も生じる。避難所環境が良くなれば、経済的な面からも長期間避難所での生活を希望する避難者も出てくるため、避難所環境を充実させるだけでなく、避難所開設から仮設住宅へ移るまでの合理的なプロセスをあらかじめ考えておく必要がある。災害後、学校再開までの期間が長引くと不登校児が増えてしまうことも懸念されるため、課題解決だけでなく、その後の社会のあり方まで考える必要がある。

(事務局・服部会長代理)

学校での避難所開設と教育の再開についてはトレードオフの関係にあるため、今後も引き続き対応を検討していく。

(丸山委員)

看護協会では災害支援ナースの育成を進めており、今年度で500名以上の登録が見込まれる。県では70以上の医療機関との協定を進めているが、災害支援ナースを派遣する際の宿泊場所や移動手段の確保について、県がコーディネーターとなって体制の整備に取り組むべき。

(事務局・医務課長)

看護協会と協力しながら、発災時には、宿泊場所や移動手段の確保に備えていく。

(事務局・危機管理部次長)

応援職員の宿泊場所の確保は非常に重要な問題であると認識しており、トレーラーハウスの活用や民間事業者との協定締結等、今後検討していく。

(吉富委員)

今回の改定案のうち、性的マイノリティへの配慮について、外国籍の方についての記載はなかったが、母国語が日本語ではない方が被災した際、正しい情報さえ共有できれば、外国籍の方が要支援としてだけでなく、支援する側に回ることも可能になり、他の外国籍の方をサポートする体制も取れるため、その点所見を伺う。

(事務局・危機管理部次長)

今回の改正では、外国籍の方について改正はなかったが、従来外国籍の方については計画に記載されているため、内容を確認する。

以 上